

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

企業間の連携

- ①郵便局ネットワークを活用した様々な企業との事業連携を行います。
- ②サプライチェーン全体で持続可能な社会の発展に貢献していくため、「日本郵政グループの調達活動に関する考え方」を公開し、コンプライアンス、人権尊重、環境配慮の観点から、責任ある調達活動の取り組みを推進します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。その際、中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図ります。

3. その他

日本郵政グループは、お客さまと地域を支える「共創プラットフォーム」を目指しています。当社グループの最大の強みである郵便局ネットワークにより、グループ内で一体的なサービスを提供していくとともに、これまでになかったグループ外の多様な企業等との連携を行うことで、地域において生活するお客さまが、安全・安心で、快適で、豊かな生活・人生を実現することを支えます。

当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2021年11月26日
(2023年5月9日更新)
(2024年8月20日更新)
(2025年9月1日更新)
(2026年1月23日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長 根岸 一行